



2023年3月3日

各 位

会社名 株式会社サイフューズ
代表者名 代表取締役 秋枝 静香
(コード番号: 4892 東証グロース)
問合せ先 取締役 CFO 経営管理部長 三條 真弘
<https://www.cyfusebio.com/contact>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年3月28日開催予定の第13期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。

このような法改正を受け、当社といたしましては、感染症や自然災害を含む大規模災害や、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、株主の皆さまの利益に資することを目的として、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することを内容とする現行定款第14条第3項を追加するものであります。

なお、本株主総会において本議案が可決された場合には、当社の取締役会が株主総会開催の都度、株主の皆さまの利益に最大限配慮しつつ、感染症対策をはじめとする社会的要請、ステークホルダーの皆さまのご意見及び当社独立社外役員の客観的視点に基づく意見等を踏まえて、慎重に開催方法を決定してまいります。

また、定款第14条第3項の効力は、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の皆さまの利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令及び法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令及び法務省令の定めに基づき、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分に変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p>(招集) 第14条</p> <p>1 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により代表取締役がこれを招集する。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(招集) 第14条</p> <p>1 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により代表取締役がこれを招集する。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</p> <p>3 当会社は、<u>株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 2023年3月28日(予定)

定款変更の効力発生予定日 : 2023年3月28日(予定)

以 上